平成２９年度職場体験事業実施要項

１　目的

介護の仕事に関心を有する方々を対象に，福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験の機会を提供し，就労への意欲を喚起することを目的とする。

２　対象者

福祉・介護の仕事に関心を有する者

３　期間

職場体験の申込期間は，平成２９年４月１日から平成３０年３月１５日までとする。

職場体験の実施期間は，平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までとする。

４　受入施設

職場体験の受入れを希望する高齢者福祉施設・事業所など（以下「実施施設」という。）

５　受入人数

職場体験を希望する者（以下「申込者」という。）の受入人数は，予算の範囲内とする。

６　職場体験の内容

１日あたり６時間の１０日間以内とし，別紙体験カリキュラムを基本に実施施設が作成した体験プログラムによる。

７－１　実施方法【実施施設】

（１）実施施設の長は，茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）あてに事業所登録届出書（様式第１号）を提出して，事業を実施する。

（２）本会は，申込者と実施施設との日程調整を行い，調整後，様式第２号により通知する。

（３）実施施設は，申込者に連絡して職場体験に関する細部の調整を行い，体験終了後速やかに実施結果報告書（様式第３号）により本会に報告する。

（４）本会は実施結果報告書内容を確認のうえ，実施施設の受入れに要した経費として，職場体験の１日あたり１，５００円を実施施設の長に支払う。

なお，経費の支払い時期は，第１四半期分を７月に，第２四半期分を１０月に，第３四半期分を１月に，第４四半期分を４月に支払うものとする。

７－２　実施方法【申込者】

（１）申込者の参加費用は無料とする。ただし，次にかかる経費については申込者の負担とする。

①申込者の食費や被服費など

②検便や健康診断等を求められた場合には，その際に発生する費用

③体験場所への往復交通費

（２）申込者の職場体験にかかる賃金は無給とする。

（３）申込者は，希望体験内容等を記入した申込書（様式第４号）を本会あてに提出する。

（４）体験希望者が中学生又は高校生で，学校単位での申込みを行う際には，中・高校生申込書（様式第５号）を，本会あてに提出する。

（５）上記（４）の場合，本会は申込者と実施施設との日程調整を行い，調整後，様式第６号により通知する。

（６）事業実施にあたって生じた申込者の傷害や事故については，全国社会福祉協議会が運営するボランティア行事用保険の範囲で補償する。

なお，ボランティア行事用保険は本会が加入することとし，申込者の費用負担はない。

８　個人情報

本事業において取得した個人情報は，本事業の運営のみに利用することとし，「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき適正に管理する。

別紙

体験カリキュラム　（例）

実施日	研　　修　　内　　容
１日目～	①　施設概要について（３０分） ②　施設見学（１時間） ③　介護体験（４時間） （基本的な介護体験：各施設の実情に応じ，施設職員の指示により業務を体験する。） ・利用者との接し方 ・車椅子の操作，ベッドからの移乗 ・食事介助 ・トイレ介助 ・送迎援助の方法 ・散歩の付き添い，行事への参加などの交流事業 ・掃除，洗濯などの職員の補助業務　など ④　施設職員との意見交換（３０分）
最終日	①　介護体験（５時間） １日目に学習した内容を施設職員の指示により体験する。また，利用者への対応についても，施設職員の指示による。 ②　施設職員との意見交換（１時間）